

Title	沿岸域のエコシステムマネジメントの発展段階とその背景 : 福井・石川県の遊漁調整問題のケーススタディからの分析
Author(s)	敷田, 麻実; 竹ノ内, 徳人
Citation	2001年漁業経済学会第48回大会報告要旨集: 28-28
Issue Date	2001-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16908
Rights	本著作物は漁業経済学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japanese Society of Fisheries Economics. Copyright (C) 2001 漁業経済学会. 敷田麻実, 竹ノ内徳人, 2001年漁業経済学会第48回大会報告要旨集, 2001, pp.28-28.
Description	

沿岸域のエコシステムマネジメントの発展段階とその背景

—福井・石川県の遊漁調整問題のケーススタディからの分析—

金沢工業大学 環境システム工学科 敷田麻実・竹ノ内徳人

1. 研究の目的

海洋性レクリエーションの増加にともなう多面的な沿岸域利用が一般化した今日、沿岸域の持続的な利用のためには資源保護や環境保全を前提とした総合的管理（エコシステムマネジメント）が求められると思われる。しかし、現実の沿岸域では産業的利用（漁業）と非産業的利用（遊漁）の調整すら実現が難しい。その原因は、秩序形成の過程が十分に分析されていないからだと考えられる。そこで、石川県と福井県の遊漁調整問題の経過から、望ましい沿岸域のエコシステムマネジメントの内容と利用者秩序の形成過程について分析し、その実現のための条件や政策を提案することを目的とする。

2. ケーススタディ（経過と問題点の分析）

石川・福井県間に近い福井県三国町沖合 25km の好漁場、通称「松出し瀬」で 1998 年頃から福井県の漁業者と石川県の遊漁者の利用競合問題が起こっている。ここでは過去の漁業者・遊漁者間の競合を経て、付近の海域を遊漁者に解放する代わりに、福井県内の漁業者と遊漁案内業者・遊漁者間で協定（当該海域での遊漁全面禁止）が結ばれ、比較的秩序が保たれていた。これは競合の危機を経て、利害関係者による一時的安定が作られた状態である。また四級小型船舶免許の航行制約から、小型船による松出し瀬での遊漁は事実上制限されている。

しかし石川県の遊漁者（非漁業者）が、石川県から比較的近い距離にある松出し瀬へ進出する頻度が 1998 年頃から増加し、現在では 70 隻ほどが常連となっている。その結果、従来からのルールを遵守し、資源への影響が無視できないと考える福井県側の遊漁者・漁業者と、松出し瀬の遊漁禁止ルールを無視した石川県の遊漁者間で新たな競合が発生した。

これに対して福井県の漁業者が抗議行動に出て石川県船の排除を主張した。しかし石川県の遊漁者が、海域の自由使用を前提に福井県の協定に従うことを拒んだため、紛争が拡大した長引いて、石川・福井県間での話し合いとなり、両県の水産課による調整が始まった。それは広域海面利用協議会の設置へと進展し、話し合いがもたれているが、現在まだ解決の見通しは立っていない。

3. 結論

福井県の漁業者が松出し瀬をもっぱら利用し管理していた初期状態（「慣習による管理」）は、福井県の遊漁者の瀬の利用開始によって競合状態となり、その解決のために協定が結ばれた。その状態で松出し瀬は管理されていた（「利害関係者による管理」）。しかし石川県の遊漁者の進出（地域外利用者の出現）と石川県の遊漁船の魚探・GPS・自動操舵などの最新装備（技術革新による利用形態の変化）で均衡が不安定になった。「利害関係者による管理」も、前述した「慣習による管理」も、所有権などと異なり排除力には限界があるので、安定した管理の持続には限界があった。そして、このような変化は沿岸域の利用者・潜在的利用者をとりまく社会経済的状況の変化によって繰り返し、また不定期に起こると予想される（利用状態の変化の不確実性）。

現在は、新たな秩序づくりのために広域海面利用協議会（利用者による管理）の役割が期待されているが、これが利害関係者による管理に終始する限りは、前述した不確実性によって一時期の安定にしか過ぎないと思われる。一方、福井県では強制力には欠けるが、委員会指示の「威力」による管理強化も検討されている。これはある意味では地域管理の強化だが、地域内利用者の管理を補強しながら、地域外利用者の排除も視野に入れる方策でもある。

このように、石川・福井両県間の遊漁調整問題の経過は、沿岸域の管理者と管理体制の変化として捉えることができる。それは「慣習による管理」→「利害関係者による管理」→「利用者による管理」の管理の発展課程と考えられる。最終的には地域外の利用者も管理体制に含められるユーザー（利用者）による管理が、より安定な状態を創り出すと思われる。そしてその管理は、行政も含めた広域的な管理（地域外利用者、潜在的利用者も含めた一般ルール）と地域における管理の二重の構造を持つことになろう。またこのような変化をもたらすものは、利用と社会環境の不確実性であろう。